

平成 18 年 7 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社クスリのアオキ  
代表者名 代表取締役社長 青木保外志  
(コード番号: 3398 東証二部)  
問合せ先 取締役(経理部・管理部担当)  
坂野耕三  
(TEL. 076-274-1111)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 7 月 14 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」に関して、平成 18 年 8 月 18 日開催予定の第 22 回定時株主総会に、下記のとおり付議することを決定いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款の一部変更の目的及び理由

- (1) 公告方法について、効果的かつ効率的な情報開示方法である電子公告制度を採用することとし、現行定款第 4 条を変更するものであります。なお、事故その他やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行うものいたします。
- (2) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）、会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）及び会社計算規則（同第 13 号）が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたこと等に伴い、現行定款の一部を次の理由により、以下のとおり変更するものであります。
  - ① 変更案第 10 条は、単元未満株式について行使することができる権利を定めるものであります。
  - ② 変更案第 20 条は、株主総会の招集に際し、株主の皆様の利便性を高めるために、インターネットを利用した方法による株主総会参考書類等の開示を可能とするものであります。
  - ③ 変更案第 27 条は、取締役会をより機動的かつ効率的に運営するために、「会社法」第 370 条に定める取締役会の書面決議を可能とするものであります。
  - ④ 変更案第 31 条及び変更案第 41 条は、取締役会の決議をもって、取締役及び監査役の職務の遂行に伴い発生した損害賠償責任につき、善意で重大な過失がない場合、その責任を法令の限度において免除することができるようになったことに伴い、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を充分発揮し、期待される役割を果たし得るようになるため有益と判断し規定するものであります。なお、第 31 条の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。

(3) 「会社法」の施行に伴い、新たに定款に定めを置くことが必要とされる事項について、  
変更案第4条及び変更案第7条を新設するものであります。

(4) その他条数及び字句の整備を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則 (商 号) 第1条 当社は、株式会社クスリのアオキと称し、英文では、KUSURI NO AOKI CO.,LTD.と表示する。	第1章 総 則 (商 号) 第1条 (現行どおり)
(目 的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 医薬品の製造及び販売 2. 毒物、劇物販売、調剤、医療機関で使用する麻薬取扱業 3. 化粧品、乳製品、医薬部外品、健康食品、医療機器、衛生用品、日用雑貨品、米穀類の販売 4. 酒類、煙草、収入印紙及び郵便切手の販売 5. 不動産の賃貸及び維持管理に関する業務 6. 損害保険代理業務 7. 生命保険の募集に関する業務 8. 前各号に附帯する一切の業務	(目 的) 第2条 (現行どおり)
(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を石川県白山市に置く。	(本店の所在地) 第3条 (現行どおり)
(新 設)	(機 関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、 次の機関を置く。 <u>(1) 取締役会</u> <u>(2) 監査役</u> <u>(3) 監査役会</u> <u>(4) 会計監査人</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(<u>公告の方法</u>)</p> <p><u>第4条</u> 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p>	<p>(<u>公告方法</u>)</p> <p><u>第5条</u> 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。</u> <u>ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。</u></p>
<p>第2章 株 式</p> <p>(<u>発行する株式の総数</u>)</p> <p><u>第5条</u> 当社が発行する株式の総数は、20,000,000株とする。</p>	<p>第2章 株 式</p> <p>(<u>発行可能株式総数</u>)</p> <p><u>第6条</u> 当社の発行可能株式総数は、20,000,000株とする。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(<u>株券の発行</u>)</p> <p><u>第7条</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。</p>
<p>(<u>取締役会決議による自己株式の買受け</u>)</p> <p><u>第6条</u> 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規程により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p>	<p>(<u>自己の株式の取得</u>)</p> <p><u>第8条</u> 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p>
<p>(<u>1単元の株式数及び単元未満株券の不発行</u>)</p> <p><u>第7条</u> 当社の <u>1単元の株式の数</u>は、100株とする。</p> <p>2. 当社は、<u>1単元の株式の数</u>に満たない株式（以下「<u>単元未満株式</u>」という。）に係る<u>株券</u>を発行しない。</p>	<p>(<u>単元株式数及び単元未満株券の不発行</u>)</p> <p><u>第9条</u> 当社の<u>単元株式数</u>は、100株とする。</p> <p>2. 当社は、<u>第7条の規定にかかわらず、単元株式数に満たない数の株式</u>（以下「<u>単元未満株式</u>」という。）に係る<u>株券</u>を発行しない。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(<u>単元未満株式についての権利</u>)</p> <p><u>第10条</u> 当社の<u>単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)</u>は、その有する<u>単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>(1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p>(2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p>(3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(基準日)</p> <p><u>第8条</u> 当社は、毎年5月20日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において議決権を行使すべき株主とする。</p> <p>2. 本定款に定めるもののほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p>	<p>(基準日)</p> <p><u>第11条</u> 当社は、本定款に定めるもののほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p> <p>(第1項の削除)</p>
<p>(名義書換代理人)</p> <p><u>第9条</u> 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。</p> <p>2. 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>3. 当社の株主名簿及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録及び信託財産の表示又はこれらの抹消、株券の不所持、株券の交付、株券喪失登録の手続、単元未満株式の買取り、届出の受理その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第12条</u> 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p>
<p>(株式取扱規程)</p> <p><u>第10条</u> 当社の株券の種類及び株式の名義書換、質権の登録及び信託財産の表示又はこれらの抹消、株券の不所持、株券の再交付、株券喪失登録の手続、単元未満株式の買取り、届出の受理その他株式に関する取扱い並びに手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p><u>第13条</u> 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>
<p>第3章 株主総会</p> <p>(株主総会の招集)</p> <p><u>第11条</u> 当社の定時株主総会は、毎年8月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p>	<p>第3章 株主総会</p> <p>(株主総会の招集)</p> <p><u>第14条</u> 当社の定時株主総会は、毎年8月20日までにこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	(定時株主総会の基準日) 第 15 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、 <u>毎年 5 月 20 日とする。</u>
(招集権者及び議長) 第 12 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。	(招集権者及び議長) 第 16 条 (現行どおり)
(決議の方法) 第 13 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行う。 2. <u>商法第 343 条に定める特別決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上で行う。</u>	(決議の方法) 第 17 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 2. <u>会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</u>
(議決権の代理行使) 第 14 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。 2. 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。	(議決権の代理行使) 第 18 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 <u>1 名</u> を代理人として、その議決権を行使することができる。 2. (現行どおり)
(議事録) 第 15 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、 <u>議長及び出席した取締役がこれに記名押印し、又は電子署名する。</u>	(議事録) 第 19 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びに <u>その他法令に定める事項</u> については、これを議事録に記載又は記録する。

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>第 20 条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>
<p>第 4 章 取締役及び取締役会 (員 数)</p> <p><u>第 16 条</u> 当社の取締役は、10 名以内とする。</p>	<p>第 4 章 取締役及び取締役会 (員 数)</p> <p><u>第 21 条</u> (現行どおり)</p>
<p>(選任方法)</p> <p><u>第 17 条</u> 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、<u>総株主</u>の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>	<p>(選任方法)</p> <p><u>第 22 条</u> (現行どおり)</p> <p>2. 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主</u>の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. (現行どおり)</p>
<p>(任 期)</p> <p><u>第 18 条</u> 取締役の任期は、<u>就任後 1 年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p>	<p>(任 期)</p> <p><u>第 23 条</u> 取締役の任期は、<u>選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p>
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p><u>第 19 条</u> <u>代表取締役は、取締役会の決議により選任する。</u></p> <p>2. <u>取締役会の決議により</u>、取締役会長、取締役社長各 1 名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p><u>第 24 条</u> <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>2. <u>取締役会は、その決議によって</u>、取締役会長、取締役社長各 1 名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(執行役員)</p> <p><u>第 20 条</u> 当社は、取締役会の決議により執行役員を選任することができる。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p><u>第 21 条</u> 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p><u>第 25 条</u> 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p><u>第 22 条</u> 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p><u>第 26 条</u> (現行どおり)</p> <p>2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>(取締役会の決議方法)</p> <p><u>第 23 条</u> 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(取締役会の決議方法)</p> <p><u>第 27 条</u> 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>2. 当社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があつたものとみなす。</p>
<p>(取締役会の議事録)</p> <p><u>第 24 条</u> 取締役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印し、又は電子署名する。</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p><u>第 28 条</u> 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会規程)</p> <p><u>第 25 条</u> 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p>	<p>(取締役会規程)</p> <p><u>第 29 条</u> (現行どおり)</p>
<p>(報 酬)</p> <p><u>第 26 条</u> 取締役の報酬は、株主総会の決議により定める。</p>	<p>(報酬等)</p> <p><u>第 30 条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p><u>第 31 条</u> 当会社は、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p><u>2. 当会社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p>
<p>第 5 章 監査役</p> <p>(員 数)</p> <p><u>第 27 条</u> 当会社の監査役は、5 名以内とする。</p>	<p>第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(員 数)</p> <p><u>第 32 条</u> (現行どおり)</p>
<p>(選任方法)</p> <p><u>第 28 条</u> 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、<u>総株主</u>の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</p>	<p>(選任方法)</p> <p><u>第 33 条</u> (現行どおり)</p> <p>2. 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主</u>の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任 期)</p> <p><u>第 29 条</u> 監査役の任期は、<u>就任後 4 年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了<u>すべき時</u>までとする。</p>	<p>(任 期)</p> <p><u>第 34 条</u> 監査役の任期は、<u>選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時</u>までとする。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(<u>常勤の監査役</u>)</p> <p><u>第 35 条</u> 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(<u>監査役会の招集通知</u>)</p> <p><u>第 36 条</u> 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、<u>緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(<u>監査役会の決議方法</u>)</p> <p><u>第 37 条</u> 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>監査役の過半数をもって行う。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(<u>監査役会の議事録</u>)</p> <p><u>第 38 条</u> 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びに<u>その其他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(<u>監査役会規程</u>)</p> <p><u>第 39 条</u> 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、<u>監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>
<p>(報 酬)</p> <p><u>第 30 条</u> 監査役の報酬は、株主総会の決議により定める。</p>	<p>(報酬等)</p> <p><u>第 40 条</u> 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 41 条 当社は、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p>2. 当社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p>
(新 設)	<p>第 6 章 会計監査人</p> <p>(選任方法)</p> <p>第 42 条 会計監査人は、株主総会において選任する。</p>
(新 設)	<p>(任 期)</p> <p>第 43 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</p>
<p>第 6 章 計 算</p> <p>(営業年度及び決算期)</p> <p>第 31 条 当社の営業年度は、毎年 5 月 21 日から翌年 5 月 20 日までの 1 年とし、営業年度末日を決算期とする。</p>	<p>第 7 章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第 44 条 当社の事業年度は、毎年 5 月 21 日から翌年 5 月 20 日までの 1 年とする。</p>
<p>(利益配当金)</p> <p>第 32 条 当社の利益配当金は、毎年 5 月 20 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に支払う。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 45 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 5 月 20 日とする。</p> <p>2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(中間配当)</p> <p><u>第 33 条</u> 当社は、取締役会の決議により、毎年 11 月 20 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p>	<p>(中間配当)</p> <p><u>第 46 条</u> 当社は、取締役会の決議によって、毎年 11 月 20 日を基準日として中間配当を<u>す</u>ることができる。</p>
<p>(配当金の除斥期間)</p> <p><u>第 34 条</u> 利益配当金及び中間配当金は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p>	<p>(配当の除斥期間)</p> <p><u>第 47 条</u> 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日      平成 18 年 8 月 18 日 (金曜日)

定款変更の効力発生日                      平成 18 年 8 月 18 日 (金曜日)

以 上